

平成30年第8回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成30年12月21日（金曜日）

議事日程（第7号）

平成30年12月21日（金）午後3時50分開議

- 第 1 発言の取消し
- 第 2 行政報告
- 第 3 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第130号
- 第 4 発議案第12号
- 第 5 発議案第13号
- 第 6 議案第131号
- 第 7 議案第132号
- 第 8 議案第133号
- 第 9 議案第134号
- 第10 議案第135号
- 第11 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	金	田	淳	一	君	12番	中	川	隆	一	君
13番	岩	崎	隆	寿	君	14番	中	村	良	夫	君
15番	佐	藤	孝	君	16番	近	藤	和	義	君	
17番	祝	優	雄	君	18番	竹	内	道	廣	君	
19番	中	川	直	美	君	20番	猪	股	文	彦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕君	副市長	藤木則夫君
教育長	渡邊尚人君	総務部長	渡邊裕次君
企画財政部長	濱野利夫君	市民福祉部長	後藤友二君
産業観光部長	坂田和三君	建設部長	猪股雄司君
総務部長 (兼 企画財政部長 兼 選挙管理委員会事務局長)	中川宏君	企画財政部長 (兼 財政部長)	磯部伸浩君
市民福祉部長 (兼 市民生活課長)	小路昭君	産業観光部長 (兼 世界遺産推進課長)	深野まゆ子君
産業観光部長 (兼 地域振興課長)	山本雅明君	建設部長 (兼 上下水道課長)	渡部一男君
産業観光部長 (兼 林水産課長)	市橋秀紀君	教育委員会 教育長	渡辺竜五君

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午後 3時50分 開議

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（猪股文彦君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 本日の議事について1点ご報告します。

昨日の議事進行に関する発言に関して、議長発言については先例のない取り扱いであり、議長から当該発言を取り消したい旨の申し出がありましたので、議会運営委員会において協議した結果、発言を取り消すことを了承しました。よって、私の報告が終わり次第、発言の取り消しについて簡易採決によりお諮りすることになりますので、ご了承願います。

報告は以上であります。

日程第1 発言の取消し

○議長（猪股文彦君） 日程第1、発言の取消しを議題といたします。

昨日の議事進行発言に関しては、決算審査特別委員長に対する質疑の中で不適切な発言があったとの申し出がありました。このことは、私が先例のない取り扱いについて発言したことによるもので、関係者に謝罪するとともに、その発言を取り消したいと思っております。

お諮りします。お手元に配付したとおり、12月20日の本会議における私の発言の一部について、会議規則第65条の規定により発言を取り消したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発言を取り消すことを決定いたしました。（当該箇所355頁の下線部）

日程第2 行政報告

○議長（猪股文彦君） 日程第2、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、専決処分について報告させていただきます。

報告第36号から第47号については、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、報告するものです。内容は、農林水産課発注の工事及び委託業務において、職員の不適正な事務の執行により支払遅延が発生したものでございます。損害賠償の件数、金額については、平成29年度のものが6件、平成30年度のものが6件の計12件で、合計82万8,260円です。このたびのことは、

職員の計画的な業務遂行及び支払期限遵守の意識欠如並びに報告、連絡、相談が徹底されていなかったことが原因であり、関係者の皆様には深くおわび申し上げます。今後職員一人一人が緊張感を持って業務に臨むよう指導し、信頼回復に努めたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第130号

○議長（猪股文彦君） 日程第3、総務文教常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第130号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本案は、平成30年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,086万円を追加するものであります。内容は、佐和田学童保育施設整備事業に係る設計監理業務委託料を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、市民厚生常任委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。3款民生費、2項児童福祉費、6目子育て支援費、児童館・学童保育整備事業について。佐和田学童保育施設整備事業については、9月の市議会定例会で議決した佐和田体育館跡地への新築移転に係る設計監理業務委託料を先般減額したことに伴い、佐渡中央会館に児童クラブ、児童の遊び場、子育て支援センター、相談室を含めた改修に係る設計監理業務委託料を改めて計上するものである。一旦議決された内容を方針転換し、再提案するという極めて異例な事態であるが、議会や保護者などからの意見を改めて踏まえた上で、既存の公共施設の活用や子供の遊び場の確保のために方針を見直した勇気ある決断については評価をるところである。しかしながら、設計業務を急ぐ余りに結果として当初から今回の判断に至らなかったことは、執行部の調査不足や認識の甘さというものが露呈したと指摘せざるを得ない。よって、今後の学童保育整備においては、議会や地域、保護者などの関係者に対して丁寧な説明を十分に行い、意見を聴取し、事案について綿密な比較考量を行った上で計画を練り上げ、事業を進めることを強く求める。

また、今回は大規模な改修であるが、このリノベーションの手法というものが今後の施設改修の先駆けになると思われるため、今後の他の施設改修の模範となるような遺漏のない整備を実施されたい。なお、児童の利用に鑑みてトイレなどの必要な改修をあわせて検討されたい。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第130号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第12号

○議長（猪股文彦君） 日程第4、発議案第12号 佐渡航路の安定運航に向けての支援、拡充等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村良夫君。

〔14番 中村良夫君登壇〕

○14番（中村良夫君）

発議案第12号

佐渡航路の安定運航に向けての支援、拡充等を求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月21日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	中 村 良 夫
賛成者	”	佐 藤 孝
	”	中 川 隆 一
	”	岩 崎 隆 寿
	”	竹 内 道 廣
	”	祝 優 雄
	”	山 田 伸 之
	”	近 藤 和 義

佐渡航路の安定運航に向けての支援、拡充等を求める意見書

佐渡汽船株式会社が運航する航路は、佐渡島民にとって本土とを結ぶ唯一の足であると同時に生活物流の生命線であり、佐渡汽船株式会社は公共輸送機関の役割を担っている。

佐渡汽船株式会社は、平成30年10月31日に北陸信越運輸局へ定期航路である寺泊赤泊航路の廃止届を提出した。輸送人員などの減少に歯止めが掛らず業績が好転しないこと、機関員の確保ができないことをその理由としているが、これは島民生活に大きな影響を及ぼしかねない事態である。

離島にとって航路は本土とを結ぶ生活道路であり、地方公共団体による整備と維持がなされるべきこと

は自明の理である。しかし、赤字航路廃止が当然であるとの論理が、まかり通れば、近い将来、貨物運賃の値上げや直江津小木航路の運航期間短縮などが示されることも容易に想像される。有人国境離島特別措置法による地域社会維持交付金により、航路運賃の低廉化や島内生産品目の海上輸送費への助成がなされ、離島住民の定住環境等の改善を目指している最中、このような方向に進むことを我々は断じて認めることはできない。新潟県は、佐渡汽船株式会社の筆頭株主であり、且つ離島の公共交通を堅持すべき立場でもあることから、島民の生活向上に向けて適切な対応をとる責務を有していると思料する。

よって、佐渡市議会は新潟県に対して、下記項目について真摯に取り組むことを強く求める。

記

- 1 新潟県は離島振興対策に係る組織の充実・強化を図り、航路の安全・管理や振興に関する諸施策を積極的に推進すること
- 2 新潟県は佐渡汽船株式会社の経営上の問題点となっている、老朽化した船舶の更新に向けて、離島を有する長崎県や鹿児島県の例に習い、県の責任において必要な支援制度を早急に創設すること
- 3 新潟県は赤字離島航路の運航にかかる財政負担について、県及び各市町村間の調整を行うこと
- 4 新潟県は佐渡汽船株式会社に対し、経営改善について、更なる企業努力を行うよう強く指導するとともに、公共交通機関として透明性確保のための情報開示に取り組むこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第12号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第12号 佐渡航路の安定運航に向けての支援、拡充等を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第13号

○議長（猪股文彦君） 日程第5、発議案第13号 部制廃止を求める決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔16番 近藤和義君登壇〕

○16番（近藤和義君）

発議案第13号

部制廃止を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月21日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	近 藤 和 義
賛成者	”	宇 治 沙耶花
	”	上 杉 育 子
	”	荒 井 眞 理

部制廃止を求める決議

現在の行政組織における部制は、市の重点施策を迅速かつ確実に実現することなどを目的とし、平成29年4月から導入されたものである。

しかし、部制導入から間もなく2年を迎えようとしているが、単に屋上屋を架したにすぎず、所期の目的が達成されていないので、課制に戻すべきであり、早急に部制を廃止することを強く求める。

以上、決議する。

平成30年12月21日

新潟県佐渡市議会

以上であります。

議員各位の賛同をお願いします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第13号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第13号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第13号 部制廃止を求める決議についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第131号

○議長（猪股文彦君） 日程第6、議案第131号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第131号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、石見徹氏の任期が平成31年3月31日をもって満了となるため、引き続

き同氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

よろしく賛同賜りますようお願いいたします。

- 議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております議案第131号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第131号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第131号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第7 議案第132号

- 議長（猪股文彦君） 日程第7、議案第132号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

- 市長（三浦基裕君） 議案第132号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、関根恵津子氏の任期が平成31年3月31日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

よろしく賛同賜りますようお願いいたします。

- 議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております議案第132号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第132号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第132号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第8 議案第133号

- 議長（猪股文彦君） 日程第8、議案第133号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第133号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、本間直美氏の任期が平成31年3月31日をもって満了となるため、その後任の候補者として田川妙子氏を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております議案第133号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第133号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第133号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第9 議案第134号

○議長（猪股文彦君） 日程第9、議案第134号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第134号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、平間俊雄氏の任期が平成31年3月31日をもって満了となるため、その後任の候補者として山口正明氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております議案第134号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第134号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第134号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第10 議案第135号

○議長（猪股文彦君） 日程第10、議案第135号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第135号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、清水辰宏氏が平成30年7月31日をもって辞任されたことに伴い、その後任の候補者として石川健次氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております議案第135号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第135号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第135号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第11 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（猪股文彦君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（猪股文彦君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 平成30年第8回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ことし1年を振り返ってみて大きな出来事といえば、1月に発生した水道管の大規模断水が上げられま

す。近年まれに見る最強寒波により凍結した宅内水道管が破裂し、1万を超える世帯で断水となり、市民生活に大きな影響が生じました。市民に対する凍結防止の注意喚起や初期対応が不十分であったことを反省し、今後の再発防止に努めてまいります。市民の皆様におかれましても気象情報や市からのお知らせなどに注意し、水道管の凍結防止対策をしっかりと行っていただくようお願いいたします。

また、7月、8月の猛暑による渇水や9月以降の相次ぐ台風の通過により、米などの農作物の被害や果樹の落下等が発生し、その被害額は9億円を越す大きなものとなりました。熱中症と思われる消防の救急出場は、調査開始以来最も多い件数を記録いたしました。近年の異常気象により、7月の西日本豪雨のような数十年に1度と言われる激甚災害が毎年のように全国で発生しております。この中で、避難勧告等の情報が住民の避難行動に結びついていないという課題が浮き彫りとなり、災害情報を確実に伝える方法について検討が進められているところでございます。佐渡市におきましても来年3月末を目途に洪水、土砂災害及び津波のハザードマップの改訂作業を行っておりますが、市民の皆様からこれを有効に活用していただき、地域防災力の向上につなげていきたいと考えております。

さて、来年4月のオープンを目指して整備を進めている佐渡金銀山ガイダンス施設につきましては、施設の愛称を募集したところ、島内外から500通を超える応募をいただきました。厳正な選考の結果、愛称は「きらりうむ佐渡」に決定いたしました。来訪者の皆様を現地へ誘導する拠点として、また市民の皆様の憩いの場として愛される施設となるよう、官民一体となって受け入れ態勢の整備を進めていきたいと思っております。

結びになりますが、何かと慌ただしく、冬の寒さも身にしみる時節柄、市民の皆様におかれましてもくれぐれも健康にご留意いただき、よい新年をお迎えくださいますようご祈念申し上げて閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（猪股文彦君） 以上で会議を閉じます。

平成30年第8回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 猪 股 文 彦

署 名 議 員 近 藤 和 義

署 名 議 員 竹 内 道 廣